

お知らせ

気をつけましょう！

～トラブル事例～

〇〇ペイで返金

ネットショッピングした商品が届かない。サイト事業者から、欠品のため「〇〇ペイ」で返金するとの連絡があり、スマホ操作したら、返金してもらうはずが送金させられていた。

定期購入

「初回お試し価格 500 円」のネット広告を見て 1 回限りのつもりで健康食品を頼んだら、2 回目から高額となる 4 回購入が条件の定期購入だった。解約のための電話がつかない。

フリマサービス

フリマアプリでブランド品を注文したのに、偽物が届いた。出品者に返品を申し出たが、応じてもらえない。

副業サイト

誰でも1日 10 分の簡単な作業で月 50 万円稼げると言われ、高額サポート料を支払ったが、きちんとしたアドバイスを受けられず、収入も全く得られない。

分電盤の点検

「電力会社から委託を受けている」という業者から電話があり、分電盤の点検を勧められた。点検してもらったら、「漏電の可能性ある」と言われて30万円の工事契約をした。後で確認したら、電力会社とは関係のない業者だった。



国民生活センターチラシより抜粋

～トラブルにあわないために～

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

商品等を注文する前に、契約内容、契約条件、解約条件などをよく確認しましょう。ネットでの購入では、最終確認画面のスクリーンショットを保存しましょう。

お金やクレジットカード等の個人情報の搾取を目的とした偽(模倣)サイトもあります。URL の表記がおかしい、大幅に値引きしているなど、怪しいと思ったら利用しないようにしましょう。

副業で簡単に高収入を得る方法はありません。

電話や訪問で、分電盤・給湯器・屋根などの点検を持ちかける業者には、安易に訪問・点検させない。点検を受けても、その場で契約せず、他社と比較したり家族・知人に相談するなど十分に検討しましょう。

不安に思った場合や困ったときは消費生活センターにお気軽にご相談ください

裏面もあります



「消費者が意見を伝える」際のポイント

購入した商品やサービスに問題があるとき、消費者が事業者に対し自らの意見を正しく冷静に伝えることは、商品やサービスの改善につながる重要な行動です。意見を伝える際には、事業者やその従業員にもお互いに「人」として尊重しあう気持ちを大切にしましょう。過大な要求や暴言等の行き過ぎた言動は、場合によっては犯罪として処罰されることもあります。



自立した消費者として意見を伝える際の3つのポイント

ポイント1

ひと呼吸、おきましょう！

怒りに任せた発言は逆効果です。いったん冷静になってから伝えましょう。



ポイント2

言いたいことを「明確に」、理由は「丁寧に」伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのかなど、伝えたいことを整理して話しましょう。また、その理由を分かりやすく伝えることも大切です。

ポイント3

事業者の説明もよく聞きましょう！

一方的に主張するだけでなく、事業者の説明もよく聞きましょう。上手なコミュニケーションが問題解決への糸口になります。



消費者庁「消費者が意見を伝える」際のポイントより

弁護士または司法書士による多重債務相談会 毎週水曜日開催 事前にお電話ください

消費生活相談

多重債務相談

出前講座
くらしの講座

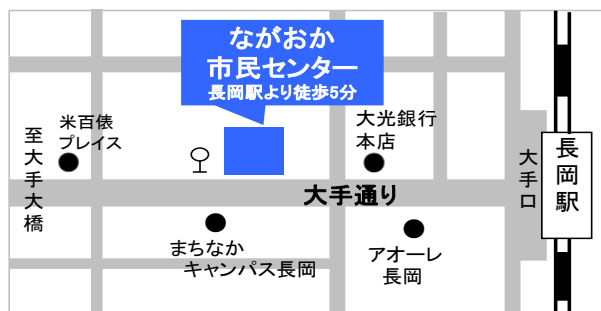
相談方法：電話

来所（要予約）*まずはお電話ください

相談時間：9：00～16：30

（土・日・祝日・年末年始 休み）

相談電話：0258-32-0022



専用駐車場はありません。
長岡市提携駐車場をご利用ください。
ご相談の場合は無料処理いたします。

長岡市消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6
ながおか市民センター2階

電話（講座申込など）：0258-32-0082
FAX：0258-39-5050

★消費者ホットライン 電話188（局番なし）